

戸籍証明等申請書（郵送請求用）

（あて先）

身延町長様

令和 年 月 日

（１）申請者はどなたですか

住所	〒		
ふりがな		生年月日	明・大昭・平 年 月 日
氏名			
電話番号	自宅・携帯（ ） ※日中連絡がとれるところ		

※偽りや不正な手段により交付的を受けたときは、三十万円以下の過料に処せられます。

（２）必要な証明の本籍等について記入してください

本籍	身延町		
筆頭者氏名		抄本(個人)の場合 必要な方の氏名	
申請者と 戸籍に記載されて いる人との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 孫 ☐ その他（ ） ※その他の方は具体的な請求理由が必要です。 使いみち・提出先等へ詳しくご記入ください。		

（３）必要な証明と通数をお書きください

証明の種類	手数料	通数	※連続した戸籍を請求する場合
☐ 戸籍謄本（全部事項証明）	450円	通	氏名_____の （出生 婚姻 離婚 転籍） から （現在 婚姻 離婚 転籍 死亡） 戸籍が_____組 必要 〔 〕内は○で囲んでください
☐ 戸籍抄本（個人事項証明）	450円	通	
☐ 除籍（ ☐ 謄本・ ☐ 抄本）	750円	通	
☐ 原戸籍（ ☐ 謄本・ ☐ 抄本）	750円	通	
☐ 戸籍の附票（ ☐ 謄本・ ☐ 抄本） 本籍・筆頭者の表示（ ☐ あり ☐ なし）※1	300円	通	
☐ 身分証明書 ※2	300円	通	
☐ 独身証明書 ※3	350円	通	
☐ 住民票（ ☐ 謄本・ ☐ 抄本）※4	300円	通	
☐ その他（ ）		通	

【注意】※1 本籍・筆頭者の表示について、☑してください。選択がない場合は「なし」で発行します。

※2 身分証明書は本人しか請求できません。代理人の場合は委任状が必要です。

※3 独身証明書は本人しか請求できません。委任状による代理人の請求もできません。

※4 （２）の本籍⇒住所、筆頭者⇒世帯主と読み替えてください。

（４）使いみち・提出先等

☐ 年金手続き（無料）	※手数料はかかりません。（老齢年金、遺族年金、障害年金等の請求手続き） 年金基金、未支給年金、死亡一時金請求等の場合は有料です。		
↓ 年金の種類（ ☐ 老齢 ☐ 障害 ☐ 遺族 ） → 提出先（ ）			
《有料》			
☐ 年金手続き（年金基金、未支給年金、死亡一時金請求等） ☐ パスポート ☐ 戸籍届出			
☐ 相続 亡くなった方の氏名（ ） 死亡年月日（ 年 月 日）			
☐ その他 （ 具体的にお書きください ）			

※請求については裏面をご覧ください。

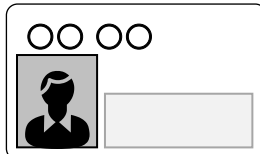
郵送による戸籍証明等の請求方法

◎請求する際は①から⑥を同封してください。（②・④は該当者のみ）
不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

①申請書

②委任状

※代理人が請求する場合



③本人確認書類の写し

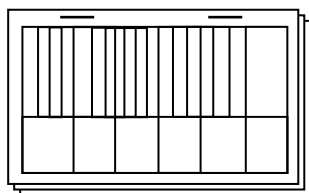
（本人または代理人）

★運転免許証・個人番号カードなど
氏名・現住所が確認できるもの

※個人番号カードの場合は表面のみコピーしてください。

※パスポートなど住所の記載のない本人確認書類は、郵送請求には使用できません。

④必要な方との関係がわかる戸籍の写し



※相続等で父母、祖父母の出生からの戸籍などを請求する際に、申請者と必要な方との関係が、身延町の戸籍で確認できない場合

⑤手数料

郵便局の定額小為替や普通為替、または現金書留をご利用ください

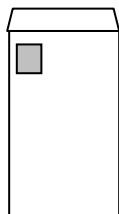
※料金が分からない場合、お問い合わせください

出生から死亡まで等の戸籍を取る場合、複数取っていただく事が多いです。

※切手による手数料納付は受け付けできません

※為替の受取人欄などは何も記入しないでください

⑥返信用封筒



あて先を記入し、切手を貼付してください

※請求戸籍の枚数が多い方は切手を多めに入れてください。

（超過重量の場合は「不足分受取人払」で発送します）

※お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

【ご注意】

◎申請のあった戸籍は、原則として住民登録をしている住所（住民票どおりの住所地）にしか返送できません。勤務先等には返送できませんので、ご注意ください。

郵送で請求してください



身延町へ請求する場合は・・・

〒409-3392

山梨県 南巨摩郡 身延町 切石 350

身延町役場 町民課 町民担当あて

お問い合わせ ☎0556-42-4804